

小田原市介護保険事業所 御中

小田原市福祉健康部高齢介護課

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について(その4)

日ごろから、本市の高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な運営について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う対応に関する小田原市のQ&Aの更新を行いましたので、ご確認ください。更新箇所は、下線を引いた部分になります。

なお、今後の国からの通知内容等により、Q&Aを変更することがありますので、通知が送付された際には確認をお願いします。

また、本通知や国通知等を掲載した介護保険事業者向けの本市ホームページを作成しました。国通知等の事務連絡については、“特に重要性が高い情報”を「感染拡大防止に関する留意事項」、「感染が疑われる者が発生した場合における留意事項」、「介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する留意事項」等の項目ごとにまとめて掲載しておりますので、ご活用ください。

【本市トップページ】

⇒暮らしの情報 ⇒介護/保険/年金 ⇒介護保険【事業者の方へ】 ⇒トピックス ⇒新型コロナウイルス感染症関連情報(介護保険事業者向け)

なお、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（※本通知P.3【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】参照）を厚生労働省及び神奈川県が開設しておりますので、発熱やせき、息切れがあり、湖北省から帰国、入国された方、あるいは新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚な接触があった方は、必ず医療機関を受診する前に保健福祉事務所に電話で相談し、指示を受けてください。

【新型コロナウイルス感染症に伴う対応に関する小田原市のQ & A】

Q 1 : 国や県から発出されている通知と異なる小田原市独自の解釈はあるか。

A : 国や県から発出されている通知について、本市独自の解釈はなく、国や県から発出されている通知と同様です。

なお、通知に未記載の内容については、小田原市のQ & Aとしてお示ししていきます。

Q 2 : 新型コロナウイルス感染症に伴い、運営推進会議を開催しないことは可能か。

A : 基準の回数を開催していただく必要はありますが、書面会議にて運営推進会議を開催することも可能です。書面会議の開催方法に当たっては、参加者に資料を配布した上で、意見や質問事項等を聴取し、記録に残してください。

Q 3 : 新型コロナウイルス感染症に伴い、サービス担当者会議、モニタリング、ケアプランの利用者への説明・同意・交付について、特例の対応はあるか。

A : 運営の手引き(居宅介護支援)のP12(1)⑨、⑩、⑪、⑮に即した対応をしてください。サービス担当者会議については、意見照会で実施する際のやむを得ない理由に、新型コロナウイルス感染症が該当しますので、意見照会でサービス担当者会議を開催することができます。

モニタリングについては、利用者の事情によるやむを得ない理由に、新型コロナウイルス感染症が該当しますので、利用者から居宅の訪問を自粛するよう要請された場合等は、電話等で聞き取りした内容を記録することにより、モニタリングを実施することができます。

ケアプランの利用者への説明・同意・交付については、電話等で説明し、郵送にて同意や交付を得ることで、居宅を訪問しないで実施することができます。

Q 4 : 新型コロナウイルス感染症により、ロングショートを利用している利用者のモニタリングが、施設側の面会謝絶により実施できない場合はどのようにすべきか。

A : 利用者の事情によるやむを得ない理由に該当しますので、利用者への電話や施設からの聞き取り内容を支援経過記録等に記録することで、モニタリングを実施することができます。

Q 5 : 居宅介護支援事業所及び介護支援事業所が、新型コロナウイルス感染症について留意する点はどのようなものか。

A : 介護保険最新 Vol. 769 及び Vol. 779 を参考にご対応ください。

Q 6 : 面会制限を行う範囲はどのようにすればよいか。

A : 介護保険最新 Vol. 768 を参考にご対応ください。なお、厚生労働省よりリーフレット(介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために)が作成されていますので、ご活用ください。

Q 7 : 処遇改善加算や特定事業所加算の算定における研修や会議の実施について、新型コロナウイルス感染症により、実施しないことは可能か。

A : 実施する必要はありますが、必ずしも職員を集めて開催する必要はなく、書面で職員に研修内容や会議内容を周知し、周知内容を確認したことがわかる書類を作成することにより、実施したとみなします。

【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】

●小田原保健福祉事務所ダイヤル 0465-32-8000(代表電話)

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

●厚生労働省専用ダイヤル 0120-565-653(フリーダイヤル)

受付時間：平日・土日休日 午前9時から午後9時まで

●神奈川県専用ダイヤル 045-285-0536

受付時間：平日・土日休日 午前9時から午後9時まで

●神奈川県 FAX 問い合わせ 045-633-3770

●神奈川県メール問い合わせフォーム

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1369>

●帰国者・接触者相談センター(神奈川県内8か所の保健福祉事業・センターに設置)

このセンターは、電話での相談等を通じ、感染の疑いのある方を、診療体制の整った医療機関に確実につなぎ、受診してもらうことで、蔓延をできる限り防止することを目的として設置されたものです。

小田原保健福祉事務所ダイヤル 0465-32-8000(代表電話)

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

事務担当 介護給付係
電 話 33-1827